

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3044号)

令和5年12月26日

横情審答申第3044号

令和5年12月26日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年2月28日建情第1805号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和3年10月15日（金）「特定建築物計画 新築工事」に関する情報  
相談課との市民相談の面談議事録」の非開示決定に対する審査請求につい  
ての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和3年10月15日（金）「特定建築物計画 新築工事」に関する情報相談課との市民相談の面談議事録」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和3年10月15日（金）「特定建築物計画 新築工事」に関する市民相談の面談議事録」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年11月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

令和3年10月15日に「特定建築物計画 新築工事」に関して、建築局建築指導部情報相談課（以下「情報相談課」という。）と審査請求人の中でやり取りはあったが、それは開示請求に係る行政文書の開示の実施についてであり、対応の内容を記録する必要がなかった。したがって、議事録は作成しておらず、保有していない。

なお、行政文書の開示の実施に当たっては、一般的に対応内容の議事録は作成していない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書（以下「審査請求書等」という。）において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定に対し、処分庁の不作為実態調査、分限及び懲戒を求める。
- (2) 「日本国憲法」違反（第15条2項公務員の本質、第99条憲法尊重擁護の義務）「地方

公務員法」違反（第30条服務の根本基準、第32条法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、第33条信用失墜行為の禁止、第35条職務に専念する義務）「横浜市職員服務規程」違反（第2条服務の原則、第17条文書管理、第23条管理監督職員の責務）

横浜市職員は市民全体への奉仕者であり、法令等を遵守、誠実かつ公正に市民の信頼に応えるべく全力を挙げて職務を執行すべきところ、市民相談時に伝えた苦情に関し、担当者（A氏）への依頼内容と市の対応方針について確認のため議事録の開示を求めるも、当該決定通知内容は、横浜市民の信頼を著しく損なわせる背信的不作為と認められ、明らかに組織的な上記法令違反である。

- (3) 情報相談課A氏が自らの不作為の責任を回避するための意図的（恣意的）な弁明であり、A氏の直属の上司である情報相談課長B氏、担当係長C氏も交え、当方からの相談は一切なかったとする組織的な隠蔽工作と評価すべきものである。
- (4) 当方との面談時、A氏は小さな付箋紙に逐一メモをとっていたため、その目的について訊ねたところ、「当方との面談議事録を作成するため」との発言があった。
- (5) 審査会への諮問において、非開示とした背景にある本質的な問題点（処分庁の文書未作成・未取得・未保有の理由、事業概要の統計不正問題）について調査、審議をお願いする。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 行政文書の開示請求に係る事務について

横浜市は、旧条例において、市民の知る権利の尊重と、市が市政に関して説明する責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。

実施機関は、請求のあった行政文書について開示するかどうかの決定を行い、請求者に通知しているが、開示の実施に当たって対応内容を記録すべき旨の規定は旧条例に存在しない。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求に係る開示請求書及び審査請求書等の記載から、審査請求人は、「特定

建築物計画 新築工事」に関する市民からの相談に係る議事録のうち、令和3年10月15日の審査請求人による情報相談課に対するものの行政文書の開示を求めていると解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 令和3年10月15日に「特定建築物計画 新築工事」に関して、情報相談課と審査請求人の間でやり取りはあったが、これは開示の実施のためのものであった。その場で、審査請求人の発言のキーワード等のメモをとった事実はあるが、発言内容の聴き直し等の失礼がないように個人的に記録したにすぎず、そのメモは対応した職員が開示の実施の対応内容を口頭で上司に報告した後に廃棄済みである。

また、当日のやり取りに、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号）に定める中高層建築物等の建築に関する相談があれば記録を作成したかもしれないが、今回はそういう事案ではなかった。

(イ) そのほか、同日に「特定建築物計画 新築工事」に関し、市民からの相談を受けた事実はない。

イ 以上の実施機関の説明は、不自然、不合理なものではないし、開示の実施に係る議事録の作成が必要との事情も、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情も認められない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 2 月 2 8 日	・ 実 施 機 関 か ら 諮 問 書 及 び 弁 明 書 の 写 し を 受 理
令 和 4 年 1 2 月 1 3 日	・ 実 施 機 関 か ら 反 論 書 の 写 し を 受 理
令 和 5 年 1 0 月 2 4 日 ( 第 3 7 8 回 第 一 部 会 )	・ 審 議
令 和 5 年 1 1 月 2 8 日 ( 第 3 7 9 回 第 一 部 会 )	・ 審 議